

障害者差別解消の推進に係る区の実施について

1 周知・啓発活動

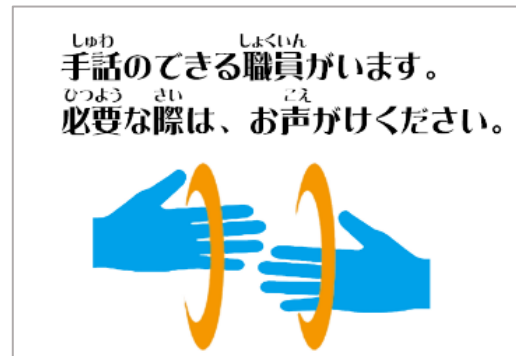
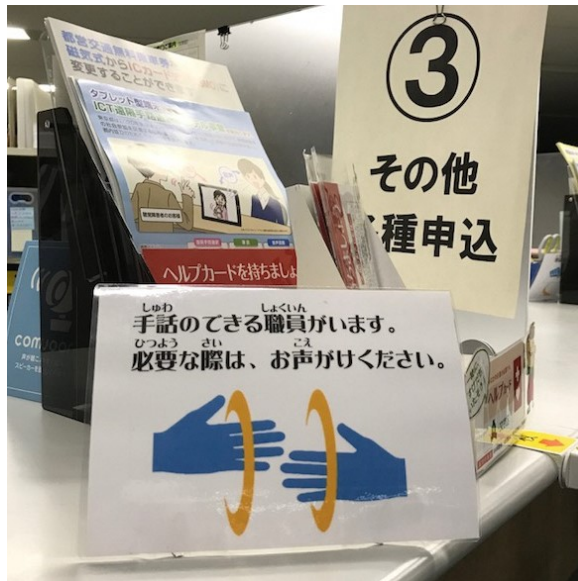
- (1) 区職員に対する研修の実施（毎年）
 - ・令和3年度入区職員に対する研修
「障害と障害者への理解」令和3年11月実施（受講者101人）
- (2) 関係団体、機関、区内企業、区民に対する周知・啓発
 - 1) 対人業務に従事する職員及び障害当事者を主な対象としている印刷物
 - ・「障害者差別のないまちは誰もが暮らしやすいまち」パンフレット
 - 2) 一般区民等様々な年代を主な対象としている印刷物
 - ・心のバリアフリーハンドブック（全年齢対象）3年に1度改訂
 - ・点字付クリアファイル（イベント用）隔年作成
 - ・かるた「文京区すけだちくんかるた」、解説書（児童施設用）H28作成
 - ・カレンダー「文京区すけだちくんカレンダー」（施設窓口用）H28作成
 - 3) 令和3年度作成時の変更箇所
 - ・パンフレット…改正法（令和3年法律第56号）の内容を追加
相談窓口欄に東京都権利擁護センターを追加
職場での障害者差別に関する相談の案内文言を追加
 - ・ハンドブック…東京都難病相談・支援センターの所在地移転に合わせ修正
 - 4) 令和3年度の配布実績
 - ・継続、再周知（毎年）：庁内、区立学校（小学校・中学校・幼稚園）、区内乳幼児・児童施設（保育園・児童館・育成室、保育施設等）、障害福祉イベント、研修・講演会 等
 - ・新規追加：地域生活支援拠点、訪問看護系事業所等
- ※福祉事業所、区立以外の学校、公益集会施設、委員へは3年に1度を目途
 - ・令和4年度予定：区内民間業者等（商業施設、不動産・タクシー会社）
- 5) 今後の取組予定
 - ・令和4年度に心のバリアフリーハンドブック第4改訂版を作成予定

2 環境の整備（平成29年度以降）

- (1) 区役所内のコミュニケーション支援
 - ・手話ができる職員の配置
（配置先）障害福祉課、障害者就労支援センター、障害者基幹相談支援センター
 - ・コミュニケーション支援アプリを掲載したタブレットの導入（区主催の会議・講演等）
 - ・筆談ボード・拡大鏡・杖ホルダーを各課・出先機関等へ配付
- (2) 点字プリンターの設置（区が作成した文書等）
- (3) 移動型磁気ループの設置（区主催の会議・講演会等）

(参考)

窓口に案内を表示（筆談ボード・手話）



※職員が在席している間のみ掲示

磁気ループの使用例

